

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項	営業の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法施行規則第67条に規定する営業の許可に係る事項及び添付書類による申請であること。
- (2) 盛岡市食品衛生法施行細則第5条に基づく営業許可申請書によること。
- (3) 盛岡市食品衛生法施行条例第2条別表に規定される基準を満たすことのできる施設であること。
- (4) 当該施設が岩手県食品衛生法施行条例第3条別表第2に規定される施設基準を満たす施設であること。

2 標準処理期間は、18日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。